

	国および都の方針を受けて新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	7月9日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>7月8日、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都に、7月12日から8月22日までを期間として、4度目となる緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、7月12日から8月22日まで対応する。8月23日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年7月9日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様は、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【区立施設における変更点】

施設の種類など	7/11まで	7/12～8/22
敬老館、はつらつセンター	定員の100%	定員の50%
練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール	定員の100% ※大声での歓声・声援等が想定される場合は定員の50%	定員の50% ※既にチケット等が販売済みの事業は除く
会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）	定員の100%	定員の50%

【緊急事態宣言発出にあたっての区長メッセージ】

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027